

## 平成 23 年度宍粟市の人事行政の運営等の状況を公表します。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

宍粟市では、新規採用の抑制・退職勧奨の実施等により、定員の適正化に取り組んでいます。

平成 23 年 4 月 1 日現在の正規職員数は、合併した平成 17 年 4 月 1 日と比較し、**6 年間で 112 人減**となっています。

#### ●宍粟市職員数の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	削減数・率
全体職員数（人）	862	859	822	789	765	760	750	112 人 ▲12.99%
うち一般事務職	536	524	503	478	456	450	444	
うち病院・消防	326	335	319	311	309	310	306	

※ 平成 23 年 4 月 1 日現在で職員数は 112 人（12.99%）の削減となっています。

#### ●目標値・達成率（平成 23 年 4 月 1 日～平成 27 年 4 月 1 日）

	H23	H24	H25	H26	H27
目標値	755	753	755	749	742
実績値	750	—	—	—	—
削減数・達成率	▲5（38.5%）	—	—	—	—

※ 平成 25 年度は宍粟環境事務組合職員受け入れにより微増となっています。

※ 総合病院医師・看護師は現員 223 人から平成 27 年度には 238 人とする予定です。

#### ●県内の合併市・近隣市・類似団体との比較

	職員数（人）		市人口 （人）	職員 1 人当たり の市民人口	職員 1 人当たりの 面積(k m <sup>2</sup> )
	全職員	病院・消防 除く職員			
宍粟市	750	444	42,707	96 人	1.48
類似団体	461	389	44,247	113 人	0.97
合併市	682	598	69,333	115 人	0.82
	379	325	27,220	83 人	1.30
	419	369	33,574	91 人	1.09
	554	546	51,450	94 人	0.42
	538	523	48,198	92 人	0.35
	474	319	39,583	124 人	0.49
類似団体	648	319	46,947	147 人	0.47
西播磨 他市	300	235	31,191	132 人	0.38
	851	588	80,694	137 人	0.36
	924	430	50,949	118 人	0.30

宍粟市の平成 23 年 4 月 1 日現在の人口は 42,707 人、面積は 658.60k m<sup>2</sup>（県内 2 番目の面積）となっています。

合併で新たに誕生した市と比較すると病院・消防を除く職員 1 人当たりの人口は 96 人と 4 番目に多く、職員 1 人当たりの面積は 1.48k m<sup>2</sup>と非常に広い面積を抱えています。

しかしながら、近隣市や類似団体と比較すると、宍粟市はまだまだ職員数が多く、今後も削減していかなければなりません。

## (1) 職員の任免の状況（平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月）

### ① 採用

職種区分	採用者数		
	男	女	計
一般行政職	3 人	1 人	4 人
消防士	3 人	0 人	3 人
社会福祉士	1 人	0 人	1 人
保健師	0 人	1 人	1 人
幼稚園教諭	0 人	7 人	7 人
医師	3 人	1 人	4 人
看護師	0 人	11 人	11 人
助産師	0 人	1 人	1 人
臨床工学技士	1 人	0 人	1 人
計	10 人	22 人	33 人

※ うち年度途中採用 6 人（医師 1 人、看護師 4 人、助産師 1 人、臨床工学技士 1 人）

※ 幼稚園教諭については任期付職員（3 年）

### ② 昇格・昇任（一般行政職給料表適用者）

昇格とは、職務の級が給料表の上位の職務の級に変わることであり、昇任とは、現在の級より上位の職に任命されることです。平成 22 年度中における各役職への昇格・昇任は次のとおりです。

#### 【昇格者一覧】

級区分	男	女	計
6 級	5 人	0 人	5 人
5 級	6 人	2 人	8 人
4 級	10 人	8 人	18 人
3 級	7 人	1 人	8 人
2 級	9 人	4 人	13 人
計	37 人	15 人	52 人

#### 【昇任者一覧】

職種区分	男	女	計
市民局長・部長級	6 人	0 人	6 人

次 長 級	1 人	0 人	1 人
課 長 級	8 人	1 人	9 人
副 課 長 級	6 人	2 人	8 人
係 長 級	5 人	1 人	6 人
主 査 級	5 人	1 人	6 人
計	31 人	5 人	36 人

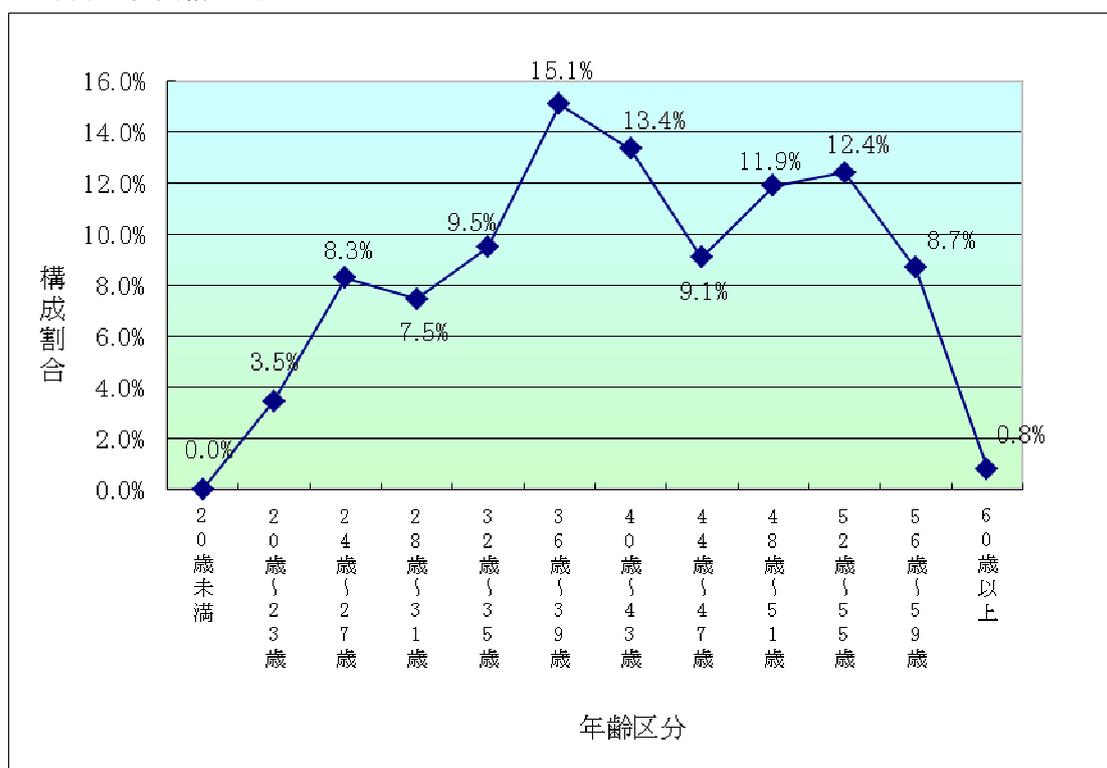
### ③ 退職

職種区分	定 年	勸 奨	自己都合等	計
一 般 行 政 職	9 人	3 人	4 人	16 人
消 防 士	1 人	1 人	1 人	3 人
医 師	0 人	0 人	2 人	2 人
看護師・助産師・准看護師	2 人	0 人	10 人	12 人
臨 床 検 査 技 師	0 人	0 人	1 人	1 人
技 能 労 務 職	2 人	0 人	0 人	2 人
保育士・幼稚園教諭	1 人	0 人	2 人	3 人
計	15 人	4 人	19 人	39 人

## (2) 職員の年齢別構成の状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	26	62	56	71	113	100	68	89	93	65	6	749

### ●年齢別職員構成比 (%)



### (3) 定員管理上の数値の推移等

平成17年4月1日からの定員管理上の推移

部 門	区 分	職 員 数						対17年 増減数	
		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年		平成23年
一 般 行 政	議会・総務	105	109	106	105	102	96	95	△ 10
	福祉	136	132	132	119	117	118	113	△ 23
	その他	124	118	113	109	109	107	102	△ 22
	小 計	365	359	351	333	328	321	310	△ 55
特 別 行 政	教育	120	110	97	91	83	80	88	△ 32
	消防	72	72	71	71	69	71	70	△ 2
	小 計	192	182	168	162	152	151	158	△ 34
公 営 企 業	病院	254	263	248	240	240	239	236	△ 18
	水道・下水道	35	36	36	35	27	28	27	△ 8
	その他	16	19	19	19	18	21	19	3
	小 計	305	318	303	294	285	288	282	△ 23
合 計		862	859	822	789	765	760	750	△ 112
		[892]	[892]	[892]	[892]	[805]	[805]	[805]	

※ [ ] 内は条例定数です。

## 2 職員の給与の状況

宍粟市では、諸手当を含む給与の見直しを行い、人件費の抑制にも取り組んでいます。

### 給与の抑制措置の内容

	一 般 職	特 別 職
平成17年度		・教育長の期末手当の0.05月分減
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料月額平均4.8%減</li> <li>55歳以上昇給抑制</li> <li>調整手当の廃止</li> <li>特殊勤務手当の廃止 (21手当→15手当に削減)</li> <li>県内日当の廃止</li> <li>退職時特別昇給の廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料月額の減額 市長：10%減額 (940,000円→846,000円)</li> <li>副市長：5%減額 (760,000円→722,000円)</li> <li>収入役：5%減額 (685,000円→650,750円)</li> <li>教育長：5%減額 (685,000円→650,750円)</li> </ul>
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>枠外定期昇給の廃止</li> <li>人事院勧告に伴う勤勉手当の0.05月増の平成20年度への見送り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別職の給料減額の継続(H18～)</li> <li>特別職の人事院勧告に伴う期末手当(教育長は勤勉手当)の0.05月増の見送り</li> </ul>
平成20年度		・特別職の給料減額の継続(H18～)
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>期末勤勉手当0.35月減</li> <li>30歳以上職員給料平均0.22%減</li> <li>住居手当(持ち家)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別職の給料減額の継続(H18～)</li> <li>期末手当0.35月減(教育長は期末勤勉手当0.35月減)</li> </ul>

	3,500円 → 2,500円 ・消防署の隔日勤務手当、火災出動手当、救急出動手当の金額減等	
平成22年度	・期末勤勉手当0.2月減 ・40歳以上職員給料平均0.1%減 ・55歳を超える管理職給料1.5%減 ・市民局長・部長・次長級管理職手当約1.6%減	・給料月額改定(平均6%の減額) ・期末手当0.2月減(教育長は期末勤勉手当0.2月減)

## (2) 普通会計人件費の推移

	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額	人件費	経常収支比率	うち人件費の割合
平成22年度	42,707人	25,958,482千円	4,236,115千円	93.2%	25.2%
平成21年度	43,313人	24,868,238千円	4,275,393千円	95.5%	26.5%
対前年度比	▲606人	+1,090,244千円	▲39,278千円	▲2.3%	▲1.3%

※人件費には投資的経費に係る人件費を含んでいません。

※経常収支比率は、財政の弾力性を示すものさしで、100%に近いほど弾力性に欠けます。

## (3) 職員の平均給与月額等の状況 (H23.4.1現在)

### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額A	平均給与月額B (国ベース)
宍粟市	42.9歳	331,489円	431,304円	374,923円
昨年度	42.9歳	334,216円	430,148円	379,713円
増減	—	▲2,727円	1,156円	▲4,790円
兵庫県	44.2歳	340,900円	431,744円	390,356円
国	42.3歳	327,205円	—	397,723円
類似団体	43.3歳	327,151円	380,711円	351,610円

※「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在の職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※表中「国ベース」とは時間外勤務手当、特殊勤務手当、日直手当を除いたものです。

### ② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額A	平均給与月額B (国ベース)
宍粟市	46.7歳	301,967円	363,997円	332,658円
その他技能労務職	48.6歳	322,159円	405,208円	339,239円

清掃職員	52.7 歳	347,678 円	390,919 円	375,035 円
学校給食調理員等	43.7 歳	285,233 円	357,304 円	324,133 円
用務員	** 歳	**** 円	**** 円	**** 円
看護補助員	43.7 歳	246,400 円	288,933 円	277,300 円
運転手	** 歳	**** 円	**** 円	**** 円
兵庫県	51.2 歳	331,200 円	396,670 円	365,168 円
国	49.5 歳	283,862 円	—	321,662 円
類似団体	49.0 歳	301,260 円	324,367 円	312,448 円
民間事業者平均	52.0 歳	—	379,774 円	331,714 円

※「民間事業者平均」については、平成 23 年の人事院勧告資料をもとに算出しています。

※「\*\*\*」の表示は人数が 1 人の場合に個人情報の観点から非表示としています。

### ③教育職（幼稚園教諭）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 B (国ベース)
宍粟市	42.6 歳	313,289 円	360,506 円	349,502 円
兵庫県	43.5 歳	369,900 円	424,589 円	—
類似団体	43.4 歳	322,002 円	343,299 円	—

### ④消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 B (国ベース)
宍粟市	39.3 歳	298,298 円	394,981 円	345,553 円
兵庫県	—	—	—	—
類似団体	39.1 歳	299,071 円	361,113 円	325,129 円

### (4) 職員の初任給の状況 (H23.4.1 現在)

区 分		宍粟市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	174,330 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	140,888 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	137,280 円	137,200 円
	中学卒	—	125,190 円	129,200 円
教育職	大学卒	172,200 円	194,708 円	—
	短大卒	155,700 円	172,770 円	—
消防職	大学卒	172,200 円	—	—
	高校卒	144,500 円	—	—

※ 兵庫県は平成 20 年度から職務級に応じて減額措置が実施されています。

(5) 職員の年齢別給料・平均年収の状況（平成 22 年度実績）

①市長、副市長、教育長の給料・年収

(単位：円)

	市長	副市長	教育長
年間収入	14,286,800	11,559,320	10,357,930
給料月額	880,000	712,000	638,000
賞与（ボーナス）	3,726,800	3,015,320	2,701,930

※ ボーナスは給料と給料の 10%を足した金額の 3.85 か月分です。

②市議会議員の報酬・年間収入

(単位：円)

	議長	副議長	委員長	議員
年間収入	7,248,640	5,986,600	5,760,080	5,598,280
報酬月額	448,000	370,000	356,000	346,000
賞与（ボーナス）	1,872,640	1,546,600	1,488,080	1,446,280

※ 議長、副議長は 1 年間継続してその職にある場合の見込みであり、実際の個人への支給額とは異なります。

※ ボーナスは報酬と報酬の 10%を足した金額の 3.8 か月分です。

※ 平成 23 年度から会派等の請求に基づき、議員 1 人当たり月額 15,000 円の政務調査費が別途支給されます。

③管理職の年齢構成別平均給料・年間収入

(単位：円)

	職員構成割合	平均給料	扶養手当	住居手当	管理職手当	賞与(年間)	平均年収
45 歳～49 歳	3.79%	385,235	26,012	2,475	41,800	1,726,050	7,192,314
50 歳～54 歳	11.20%	398,093	15,477	2,110	45,323	1,755,149	7,287,185
55 歳～59 歳	12.33%	418,333	11,912	1,798	52,419	1,830,543	7,644,087

※ 別途、消防職員に 1 人当たり年間で平均 17,606 円の特殊勤務手当が支給されました。

※ ボーナスは給料と給料の 10%を足した金額の 3.95 か月分です。

※ 年度途中の退職者・育児休業者・医師などは除いています。

④管理職以外の職員（係長以下）の年齢構成別平均給料・年間収入（単位：円）

	職員構成割合	平均給料	扶養手当	住居手当	時間外手当	賞与（年間）	平均年収
20歳～24歳	2.28%	173,200	3,218	2,041	32,376	651,255	3,181,275
25歳～29歳	10.06%	195,500	3,723	6,591	34,120	748,057	3,627,265
30歳～34歳	9.87%	243,789	6,802	4,017	38,926	995,595	4,518,003
35歳～39歳	16.51%	293,906	12,096	5,886	52,791	1,236,934	5,613,082
40歳～44歳	17.46%	334,816	13,478	3,246	58,907	1,404,895	6,330,259
45歳～49歳	6.07%	347,047	15,648	3,554	42,820	1,438,509	6,347,337
50歳～54歳	6.45%	378,690	12,713	3,117	54,499	1,591,130	6,979,358
55歳～59歳	3.98%	377,737	8,404	1,738	35,246	1,576,297	6,653,797

※ 別途、消防職員、技能職員などに1人当たり年間で平均83,508円の特殊勤務手当が支給されました。

※ ボーナスは給料の3.95か月分（主査級以上は給料と給料の5%を足した金額の3.95か月分）です。

※ 年度途中の退職者・育児休業者・医師などは除いています。

市職員の給料は、条例によって定められており、毎年の人事院勧告を参考に決定しています。人事院勧告による給料表は、全国で最も民間賃金の低い「北海道・東北ブロック」を基準に作成されており、毎年、民間企業との差額分改定されています。宍粟市も給料総額を抑制すべく、給料表の級数を国より少なくしたうえで、この給料表に準拠しています。

市職員の構成は若年層は少なく、中年層・高年層が多くなっており、全体の平均給与を押し上げています。

今後も、勧奨退職制度などにより、バランスのとれた職員構成をめざすとともに、職員給与の総額を抑制していく必要があります。

## (6) 職員の手当の状況

### ① 期末手当・勤勉手当

宍 粟 市		兵 庫 県		国	
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,363 千円		1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,760 千円		—	
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分		(平成21年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分		(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5・10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~20% 管理職加算:10~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~20% 管理職加算:10~25%	

◇ ( )内は、再任用(職務の特殊性などを考慮し、退職後引き続き職員を一定期間雇用する制度)職員に係る支給割合です。

### ② 退職手当(平成23年4月1日現在)

宍 粟 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
1人当たり平均支給額	11,010 千円	24,180 千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置:2~20%加算		
その他の加算措置 50歳以上で勤続20年以上で勸奨退職の場合 算定基礎給料を2%~20%加算					

◇ 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です。

### ③ 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
宍 粟 市	0 %	0 人	0 %

◇ 国の支給率は、給料と扶養手当と管理職手当の月額合計額の3%~18%とされています。

◇ 宍粟市は地域手当を支給していません。

#### ④特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)	6,540 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	5,446 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)	13.5 %		
手当の種類(手当数)	11種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫業務従事職員手当	当該業務に従事した者	感染症患者等の救護等	1日当たり400円
危険又は困難業務従事職員手当	下水道関係部署勤務職員	下水道マンホール等入孔業務	1日当たり600円
	地域振興課勤務職員	山地における特に危険又は困難な業務	1日当たり600円
	給食センター勤務職員	ボイラー作業及び維持管理業務	1日当たり600円
	当該業務に従事した者	有害物取扱業務	1日当たり600円
	当該業務に従事した者	除雪作業車運転による除雪作業	1日当たり600円
旅行死亡人の取扱業務従事職員手当	当該業務に従事した者	死人の移送及び埋火葬業務	1回当たり1,000円
ごみ、し尿取扱業務従事職員手当	しそうクリーンセンター勤務職員	ごみ、し尿取扱業務	1日当たり600円
火葬業務従事職員手当	しそうクリーンセンター勤務職員	火葬業務	1日当たり600円 その他火葬1体につき2,000円(小動物200円)、霊柩車の運転1体当たり1,500円
福祉事務所ケースワーカー業務従事職員手当	宍粟市福祉事務所勤務職員	ケースワーカー業務	1月当たり2,000円
診療所医師特別手当	診療所医師	診療所診療業務	1月当たり650,000円
診療所医師往診手当	診療所医師	時間外の診療(往診)業務	診療点数に10円を乗じた額の2分の1
火災等出動手当	消防署に勤務する職員	緊急時の出動(火災等)	1回当たり機関員300円、その他200円
救急出動手当	消防署に勤務する職員	緊急時の出動(救急)	1回当たり機関員等510円、その他200円
隔日勤務手当	消防署に勤務する職員	隔日勤務する職員で通信業務に従事する職員	1当務当たり440円

※ 上記実績、平均支給額には診療所医師に係る手当は含んでいません。

※ 平成23年度から火葬業務従事職員手当は支給していません。

#### ⑤時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	196,871 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	735 千円
支給実績(平成21年度決算)	286,172 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	728 千円

⑥その他の手当(平成23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成22年度決算)
扶養手当	(1)配偶者:13,000円 (2)配偶者以外の扶養親族 ・・・6,500円 配偶者がいない場合 ・・・1人目:11,000円 (3)その他の扶養親族 ・・・6,500円 ※16歳～23歳未満の扶養親族には5,000円加算	同	—	75,829 千円	249,436 円
住居手当	(1)借家の場合 12,000円以上の家賃を払っている場合:家賃に応じ27,000円を上限に支給。 (2)持ち家の場合 1,600円	(1)同 (2)異	(2)持ち家は無し	23,634 千円	84,407 円
通勤手当	●公共交通機関利用 55,000円を限度に実費	同	—	85,312 千円	157,401 円
	●自家用車等利用	(宍粟市)	(国)		
	1km未満	なし	なし		
	1km～2km未満	2,300円	なし		
	2km～5km未満	3,400円～ 5,600円	2,000円		
	5km～10km未満	6,600円～ 10,600円	4,100円		
	10km～15km未満	11,500円～ 15,100円	6,500円		
	15km～20km未満	16,000円～ 19,600円	8,900円		
	20km～25km未満	20,400円～ 23,600円	11,300円		
	25km～30km未満	24,300円～ 27,100円	13,700円		
	30km～35km未満	27,700円～ 30,100円	16,100円		
	35km～40km未満	30,600円～ 32,600円	18,500円		
	40km～45km未満	33,000円～ 34,600円	20,900円		
	45km～50km未満	35,000円～ 36,600円	21,800円		
	50km～55km未満	37,000円～ 38,600円	22,700円		
	55km～60km未満	39,000円～ 40,600円	23,600円		
60km以上	400円/km 加算	24,500円			

※ 平成23年度から住居手当(持家)は月額1,600円に減額(▲900円)しています。

管理職手当	市民局長:69,000円 部長級:67,000円 次長級:57,000円 課長級:52,000円 副課長級:40,000円 副所長 副園長級:30,000円  ※H22.12から市民局長は 67,900円、部長級は65,900 円に減額しています。	同	—	86,254 千円	575,025 円
-------	--	---	---	-----------	-----------

### (7) 特別職の報酬等の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額 等	
給 料 報 酬	市 長 ( )減額前	880,000 円 ( 円 )		(参考)類似団体における最高/最低額 1,010,000 円/ 389,500 円	
	副 市 長 ( )減額前	712,000 円 ( 円 )		800,000 円/ 510,000 円	
	議 長	448,000 円		495,000 円/ 274,000 円	
	副 議 長	370,000 円		440,000 円/ 234,000 円	
	議 員	346,000 円		400,000 円/ 220,000 円	
	期 末 手 当	市 長・副市長	(平成22年度支給割合) 3.85 月分		
	議 員	(平成22年度支給割合) 3.80 月分			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 長	給料月額×在職月数×41/100	17,318,400円	任期ごと	
	備 考	給料月額×在職月数×25/100	8,544,000円	任期ごと	

- ◇ 現在、特別職の給料及び議会議員の期末手当は一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数よりも少なくなっています。
- ◇ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給与月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合の見込額です。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 職員の勤務時間（総合病院・消防本部の夜間勤務・隔日勤務職員等を除く）

勤務時間	8時30分～17時15分
休憩時間	12時～13時
1日の勤務時間	7時間45分
1週間の勤務時間	38時間45分

#### (2) 休暇の種類

条例で定める休暇には、下記のとおり、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇があります。（平成23年4月1日現在）

種類	内容	日数等	備考												
年次有給休暇	職員が請求したときに付与される休暇 ※参考：年次休暇の平均取得状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成22年</td> <td>9.2日</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>7.7日</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>8.8日</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>9.1日</td> </tr> <tr> <td>平成18年</td> <td>8.2日</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>7.1日</td> </tr> </table>	平成22年	9.2日	平成21年	7.7日	平成20年	8.8日	平成19年	9.1日	平成18年	8.2日	平成17年	7.1日	1暦年において20日以内	有給
平成22年	9.2日														
平成21年	7.7日														
平成20年	8.8日														
平成19年	9.1日														
平成18年	8.2日														
平成17年	7.1日														
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があると認められた場合に取得できる休暇	90日以内	有給												
特別休暇	特別の事情により勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 ※詳細は次ページのとおり。	それぞれの休暇に応じた日数・時間	有給												
介護休暇	職員が配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢により介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	連続する6か月以内	無給												
組合休暇	職員団体の業務と認められるものに従事する場合の休暇	1暦年において30日以内	無給												

## ●特別休暇の種類

休 暇 名	内 容	取 得 日 数
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
官公署出頭等休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等に出頭等する場合	必要と認められる期間
骨髄液提供休暇	骨髄液提供の登録申出、提供のための検査・入院等	必要と認められる期間
社会貢献活動休暇	災害時に被災者を支援するなどのボランティアを行う場合等	5日以内
結婚休暇	結婚に伴う行事のための休暇	5日以内
産前産後休暇	出産前後の母体保護を目的とした休暇	産前8週間（多胎妊娠の場合14週）・産後8週間
育児時間休暇	生後1年に達しない子の授乳等のための休暇	1日2回30分以内
出産補助休暇	妻の出産に伴う休暇	出産の日後2週間以内で2日以内
男性職員の育児参加休暇	小学校就学前までの子の養育のための休暇	5日以内
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休暇	必要と認められる期間
妊娠中休暇	妊産婦である女子職員が保健指導又は健康審査を受ける場合	必要と認められる期間
忌引休暇	親族の死亡に伴う休暇	最大10日以内（親族による）
追悼休暇	父母の追悼のための特別な行事を行う場合	1日以内
夏季休暇	盆の行事や健康維持のための休暇	5日以内
リフレッシュ休暇	勤続20年・30年の場合の心身活力増進自己研鑽を図るための休暇	連続する3日以内
子の看護休暇	小学校就学前までの子を看護するための休暇	5日以内（子が2人以上は10日以内）
短期介護休暇	日常生活を営むのに支障がある要介護者の世話のため認められる場合	5日以内（要介護者が2人以上は10日以内）
その他の特別休暇	地震、水害、火災等により住居が滅失・損壊した場合で、住居の復旧作業等をする場合等	必要と認められる期間

### (3) 育児休業等

#### ①制度の概要

休業の種類	概要															
育児休業	養育する子が3歳に達する日まで取得が可能															
部分休業	正規の勤務時間の初め又は終わりにおいて1日を通じて2時間の範囲内で取得可能															
育児短時間勤務	<p>地方公務員育児休業法により次の勤務形態から選択し勤務する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>週休日</th> <th>勤務日・時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>土日</td> <td>月～金に3時間55分ずつ(計19時間35分)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>土日</td> <td>月～金に4時間55分ずつ(計24時間35分)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>土日・月～金のうち2日</td> <td>残り3日に7時間45分ずつ(計23時間15分)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>土日・月～金のうち2日</td> <td>残り3日のうち2日に7時間45分ずつ、1日に3時間55分(計19時間25分)</td> </tr> </tbody> </table>		週休日	勤務日・時間	1	土日	月～金に3時間55分ずつ(計19時間35分)	2	土日	月～金に4時間55分ずつ(計24時間35分)	3	土日・月～金のうち2日	残り3日に7時間45分ずつ(計23時間15分)	4	土日・月～金のうち2日	残り3日のうち2日に7時間45分ずつ、1日に3時間55分(計19時間25分)
	週休日	勤務日・時間														
1	土日	月～金に3時間55分ずつ(計19時間35分)														
2	土日	月～金に4時間55分ずつ(計24時間35分)														
3	土日・月～金のうち2日	残り3日に7時間45分ずつ(計23時間15分)														
4	土日・月～金のうち2日	残り3日のうち2日に7時間45分ずつ、1日に3時間55分(計19時間25分)														

※育児休業、部分休業をした期間は、給与は支給されません。また、育児短時間勤務をした場合、勤務のない時間分は減額されます。

#### ②育児休業・部分休業の取得者数(平成22年度)

区分		取得者数
育児休業	新たに育児休業をした者	3人
	前年度から引き続き取得している者	2人
部分休業・育児短時間勤務した者		0人

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分(平成22年度)

分限処分とは、職員が疾病等のためにその職責を果たせない場合等、公務能率維持を目的として行う処分のことをいい、平成22年度中の処分者は以下のとおりです。

	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			8人		8人
職に必要な適性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職及び過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					

## (2) 懲戒処分（平成 22 年度）

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合等、公務における規律と秩序の維持を目的として行う処分のことをいいます。

	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合					
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		1 人			1 人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合			1 人	1 人	2 人

## 5 職員のサービスの状況

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと法律で定められています。職務を遂行する上で職員が守るべき義務は、次のとおりです。

- ・職務命令等に従う義務
- ・秘密を守る義務
- ・政治的行為の制限
- ・営利企業等の従事制限
- ・信用失墜行為の禁止
- ・職務に専念する義務
- ・争議行為等の禁止

宍粟市では、地方公務員法に基づき、上記のサービス事項を遵守しています。

ただし、例外的に、「営利企業等の従事制限」については、「宍粟市職員の営利企業等の従事に関する許可の基準を定める規則」により、その趣旨に反しない限り認められることがあります。

また、「職務に専念する義務」については、「宍粟市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例・施行規則」により、免除されることがあります。例として次のようなものがあります。

- ①消防団員又は水防団員としての業務に従事する場合
- ②定期健康診断又は市長が認める健康診断を受ける場合
- ③公務上又は職務に関連のある研修会、講演会、公聴会等の講師となる場合

**平成 22 年度は、「宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例」を制定、「宍粟市コンプライアンスマニュアル」を改訂し、平成 21 年度から引き続き、全職員にコンプライアンスが確立されるよう周知徹底及び研修をしています。**

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

宍粟市では、職員の資質向上・人材育成のため、職員研修を行っています。これにより職員の意識改革、能力向上を図っています。

### (1) 職員の研修の状況（平成 22 年度実績：延べ 1,664 人）

分類		受講者等	内容・目的等
派遣研修	兵庫県自治研修所研修	16 コース 47 人	行政管理能力、接遇向上等の習得を図る。 (管理職研修、接遇指導者養成研修等)
	兵庫県市町振興課研修	16 コース 21 人	行政実務の能力の向上を図る。 (住民と行政の協働推進、徴収、財務等)
	兵庫県市長会研修	1 人	従来の事務手法に捉われないシステム構築のため先進事例を学ぶ。
	(財)兵庫県市町村振興協会 (パソコン研修)	9 コース 63 人	パソコンについて専門知識を習得し、業務効率化を図る。
	兵庫県市町職員職場研修	4 人	兵庫県市町振興課・土地改良センター・龍野土木事務所に職員を 1 年間派遣し、市町行財政・土地改良・土木行政の幅広く深い知識の習得を図る。
市単独（庁内）研修	人権研修	676 人	人権を尊重するまちづくりをめざし、そのための職員の育成を図る。また、職場において事後研修を実施した。
	接遇研修（管理職）	39 人	管理職員の接遇能力を磨き、所属職員への指導等による相乗効果を図る。
	管理職員公務員倫理研修	39 人	コンプライアンスの確立は市政運営上不可欠であり、職場内指導も踏まえ管理職員が学ぶ。
	新任職員研修	13 人	各分野の業務を幅広く習得し、市職員としての対応能力の向上、接遇能力の向上を図る。
	自治基本条例職員研修	233 人	まちづくりの根幹となる自治体最高規範の自治基本条例を理解し他分野への活用を学ぶ。
	メンタルヘルス研修（係員）	182 人	職員の健康が事務事業の効率化及び住民サービスの向上に繋がることから、こころのケアを学ぶ。
	環境（身近に迫る地球温暖化）研修	277 人	環境問題を理解したうえで職務遂行に当たることにより環境負荷の低減を図る。
	プレゼンテーション研修	60 人	説明責任は不可欠であり、プレゼンテーション能力の向上により庁内外の業務に活かす。
戦略創造会議研修	9 人	地域主体のまちづくり先進事例を学び今後の組織のあり方に活かす。	

### (2) 勤務成績の評定の状況

地方公務員法第 40 条第 1 項において、「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。」と規定されており、宍

粟市では、宍粟市勤務評定規則を定め、定期的に勤務成績を評定しています。

勤務成績を評定することにより、公正な人事行政運営と職員の執務能力の発揮・増進を図ることができます。

なお、評定者は次のとおりです。

評定を受ける職員	第一次評定者	第二次評定者	調整者
副課長級以下の職員	所管する課長級の職員	所管する次長級の職員	市長
課長級の職員	所管する次長級の職員	所管する部長級の職員	市長
次長級の職員	所管する部長級の職員	副市長	市長
部長級の職員	副市長	—	市長

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の健康管理に関する事業の実施状況

労働安全衛生法第66条の規定（すべての事業所に対する規定）に基づき、職員の健康診断を毎年度定期的実施しています。

宍粟市が独自で行う福利厚生事業は、健康診断（法律義務）その他予防接種等であり、健康診断については（財）兵庫県健康財団に委託しています。

#### ●宍粟市独自福利厚生事業の負担額の状況（平成22年度）

	平成22年度
負担金	11,052千円

### (2) 公務災害の状況

宍粟市は、地方公務員災害補償法に基づく、地方公務員災害補償基金兵庫県支部に加入しています。公務災害補償制度は、職員が公務上・通勤上の災害を被った場合に、その身体的損害に対し補償するものです。

#### ●平成22年度の公務災害・通勤災害の状況

項目	件数
公務災害認定件数	8件
通勤災害認定件数	0件

#### ●地方公務員災害補償基金兵庫県支部への平成22年度負担金

	平成22年度
負担金	5,471,191円

※負担金は前年度の職員の給与をもとにその年の率（毎年変動）により算出されます。

### (3) 共済・厚生制度の状況

職員の共済・厚生制度として、宍粟市は兵庫県市町村職員共済組合等に参加しています。兵庫県市町村職員共済組合では、主として短期給付事業（出産・結婚・休業等による給付）、長期給付事業（年金等）、福祉事業（貯金・貸付等）を行っています。詳細は兵庫県市町村職員共済組合のホームページ（<http://www.h-kyosai.or.jp/index.php>）又は公立学校共済組合兵庫支部（<http://www.kouritu.go.jp/hyogo/>）をご覧ください。

また、宍粟市は、職員の福利増進等のため、兵庫県市町職員互助会・兵庫県学校厚生会に参加しています。兵庫県市町職員互助会等は、共済・掛金・福利事業（各種見舞金、各種祝金、弔慰金等給付）等を行っています。

#### ●兵庫県市町職員互助会等への公費負担状況等（平成 22 年度）

	公費負担額	会員掛金総額	会員数	会員 1 人当たり 公費補助金額	公費負担率
平成 22 年度	10,391 千円	10,616 千円	762 人	13,636 円	49.5%

### (4) 利益の保護の状況

職員は、給与その他の勤務条件について、宍粟市が適当な措置を執る要求、また、その意に反して不利益処分を受けたときの不服申立てを、宍粟市公平委員会に対してすることができることとなっています（地方公務員法）。

なお、平成 22 年度については、措置要求が 1 件あり（却下）、不服申立てはありませんでした。

## 8 職員の競争試験及び選考の状況

宍粟市職員の採用は、競争試験により行っています。平成 22 年度実施又は採用に係る職員採用候補者試験の結果等は次のとおりです。

職種区分	申込者数	受験者数	1 次合格者数	採用者	倍 率
一 般 行 政	104 人	87 人	11 人	4 人	21.8 倍
消 防	33 人	25 人	10 人	3 人	8.3 倍
保 健 師	8 人	8 人	3 人	1 人	8.0 倍
助 産 師	2 人	2 人	2 人	2 人	1.0 倍
看 護 師	11 人	11 人	11 人	10 人	1.1 倍
准 看 護 師	2 人	2 人	1 人	1 人	2.0 倍
臨床工学技士	6 人	5 人	3 人	3 人	1.7 倍
臨床検査技師	2 人	2 人	1 人	1 人	2.0 倍

※ 1 次試験：9 月 19 日（日）実施（一般行政・消防・保健師）

2 次試験：11 月 4 日（木）実施

※ 1 次試験：県内統一の教養試験・作文試験 2 次試験：面接（消防は実技あり）

※ 助産師・看護師・准看護師・臨床工学技士・臨床検査技師は別日程で試験をしています。